

# 始良市立松原なぎさ小学校 いじめ防止基本方針

## 学校教育目標

心豊かで楽しく学び、生き抜く力を備えた松原なぎさの子どもの育成

### 【家庭・地域との連携】

P T A生活指導部  
学校評議員会  
学校関係者評価委員会  
民生委員・児童委員  
見守り隊

### 【いじめ対策等委員会】(年間計画の作成・実行・検証・修正の中核)

- 目的**
  - (1) いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員や専門的な知識を有する関係者により構成される法律に基づく組織をおく。
  - (2) 年間を通じた取組等について検討し、計画や実践内容のチェックやいじめの対処の検証、必要に応じた計画の見直し等、P D C Aサイクルで検証する。
- 内容**
  - (1) 構成：管理職、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、その他必要に応じた関係者及び外部専門家
  - (2) 開催月：年5回

### 【関係機関等との連携】

始良市教育委員会  
警察  
法務局  
市役所  
(福祉課、危機管理課)  
医療機関  
児童相談所  
S C, S S W

### 【教育活動の重点】

- 全教育活動**
  - いじめ問題はどこにでもおこるとの認識と、深刻な人権侵害とすることを念頭に、集団の一員という自覚や、互いを認め合える人間関係や学校風土をつくる。
  - 児童の安心・安全を最優先するとともに、善悪を正しく判断し、社会規範を守ろうとする道徳性の向上を図る。
  - 「だれもが認めるあいさつのよい学校」を目指し、校外外でのあいさつの指導を徹底する。
  - 基本的な生活習慣の確立と心身の健康の保持・増進を図り、健やかな心身をもつ児童の育成を図る。
  - 基礎的・基本的な知識及び技能を身に付けさせ、これらを活用して課題を解決する能力を育み、主体的に学習する態度を養う。
  - 家庭や地域、事業所との連携を図り、特色ある教育活動を展開する。
- 児童の主体的活動**
  - 児童総会で決定した児童会目標を中心とした自主的な活動を推進させ、学校生活をよりよいものにしていこうとする意欲を高める。
  - 人権週間の具体的な取組(標語作り、人権作文等)を通して、いじめの問題に気づき、いじめを許さない、いじめをなくそうとする意識を高め、実践行動にまで高める。
  - 進んで緑化活動に取り組み、自然に対する畏敬の念を高め、優しく豊かな心情を高める。

### 【いじめの防止】

- 教職員の取組**
  - 「いじめは絶対に許さない」「いじめは卑怯で卑しい行為」という確固たる意思を表明し、日々の指導に当たる。また、教職員の言動が児童を傷付けたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に最新の注意を払う。
  - 「いじめ」の未然防止・対応等の職員研修を行い、資質向上を図る。(年2回)
  - 全ての児童が参加し活躍でき、児童一人一人を大切にしたいと分かる授業を実践する。
  - 児童会活動(委員会活動、児童集会等)や総合的な学習の時間を通して豊かな人間関係づくりを行う。
  - いじめ問題を考える週間(年2回：4月、9月)を設定し、学級活動で指導や、児童へのアンケート、全学級での道徳の授業参観等を実施する。
  - P T Aでネットいじめ防止等の情報モラルについての講話やビデオ視聴等を行い、保護者と児童の情報モラルの向上を。
  - 保護者との教育相談月間(年3回：6月・11月・2月)を設け、情報交換を密にし、学校と家庭が共通した指導を行おうとする。
  - 警察等の関係機関の担当者や円滑な連携を図るため、日頃から関係機関を訪問し情報交換をする等、信頼関係を築いておく。
- 児童の取組**
  - 進んであいさつをする、時間を守る、服装を整える等、規則正しい生活をする。
  - 学校行事や特別活動での体験活動を通して、自己有用感(集団の中で自分が大切な存在であると認識する)を高めることができるようにする。
- 保護者の取組**
  - 道徳性や規範意識の向上を中心とした学級P T A年間目標及び努力点を設定し(4月)、学級P T A(年〇回)で点検・評価し改善策を検討して各家庭の教育へと活かすようにする。

### 【いじめの早期発見】

- 教職員の取組**
  - 児童に気になる変化が見られた場合は、5W1H(いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのようにした)を付箋紙に簡単にメモし、職員がいつでも共有できるようにする。
  - いじめは遊びやふざけあいを装って、大人の目に付きにくい時間や場所で行われる等、気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識する。
  - 出席をとる際の表情(朝の健康観察)、生活ノートの内容、教室や保健室での様子等から、些細な兆候を見逃さず、早い段階からの確にに関わりをもち、いじめを軽視しない。
  - 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
  - 保護者にも協力を得、家庭でも気になった様子はないか把握する。
- 児童の取組**
  - 悩み等がある場合、1人でも抱え込まず、先生や保護者にすぐ相談する。
- 保護者の取組**
  - 日頃から子どもの様子を注意深く見守り、子どもの変化に気付く努力をする。さらに、問題発見時はすぐに学校に相談し、学校・地域社会と連携して問題解決にあたる。

### 【いじめに対する措置】

- 教職員の取組**
  - いじめを発見した場合、いじめ対策等委員会を中核として速やかに組織的に対応する。
  - いじめとして対応すべき事案であるか、関係者の協力のもと、事実関係の把握を行う。
  - 犯罪行為として取り扱う場合や児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある時は、直ちに教育委員会や警察署と連携(相談・通報等)して対応する。
  - 重大の事態と判断された場合は、教育委員会からの指示に従って必要な対応を行う。
- 児童の取組**
  - 被害児童は、事情や心情の聴取を受け、状態に応じた継続的な支援を受ける。
  - 加害児童は、再発防止に向けて適切な指導を受け、状態に応じた指導及び支援を受ける。
  - いじめ問題に関係のある学級・学年及び全体で、事実を明らかにした上で、それぞれに応じた聴取や指導、心のケアを受ける。
- 保護者の取組**
  - 被害・加害児童の家庭は、要望や意見の聴取を受け、事実を理解し、学校・地域社会と連携を図りながら指導に当たる。
  - P T A総会で再発防止に向けて、これからの対応について話し合う。

### 【生徒指導体制】

- いじめ対策等委員会(年5回)で計画や取組、実践内容等について、P D C Aサイクルを使い検証する。
- 職員会議(毎月1回)で全職員でいじめ防止に伴う話合いの場を設ける。
- 職員研修で教職員のいじめの問題に関する意識や資質の向上を図る。また、事例研修や問題点の共通理解、対応策の検討、共通実践への向けた体制の構築等を行う。(年2回以上)
- 保護者との教育相談月間で保護者と相談を行い、情報交換を密にし、共通した指導をする。
- 日頃から報告・連絡・相談を密にし、組織的な対応(管理職・生徒指導主任・学年主任・担任・養護教諭等)し、いじめ防止、早期発見に努める。
- 児童や保護者が担任に限らず、養護教諭や担任外の職員にも相談しやすい環境をつくる。
- 学級P T AやP T A総会等で取組や事案を説明したり、協議したりして保護者と連携して未然防止に努める。
- 学校ネットパトロール事業の検索結果を活用する。
- S C, S S W等の関係機関との連携を図る。